

別表第1

旭川市日常生活用具給付種目及び対象者(身体障害者等)

(1) 介護・訓練支援用具

■介護優先:介護保険制度による給付又は貸与等を受けられる場合は給付不可 ■複数:価格上限額内で複数給付可能

種目	対象者(障害状況)	対象者(年齢)	対象者(その他)	性能	価格上限額
特殊寝台 介護優先	下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上	学齢児以上		使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもので、安全上の措置が適切に講じられているもの (付属のテーブル及びサイドレールを含む)	169,400円
特殊マット 介護優先	下肢機能障害1級 又は 体幹機能障害1級	3歳以上	常時介護を要する者 (3歳以上18歳未満に限っては、下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害2級以上で、真に用具を必要とする者)	A 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの B 原則として全身用のマットで、エアーマットと送風装置からなるもの又は特殊な素材と形状により体圧分散効果を有するもの	33,000円 86,400円
特殊尿器 介護優先	下肢機能障害1級以上 又は 体幹機能障害1級以上	学齢児以上	常時介護を要する者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	98,000円
入浴担架	下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上	3歳以上	入浴に当たって、家族等他人の介護を要する者	障害者を担架に乗せたまま、リフト装置により入浴させるもの	82,400円
体位変換器 介護優先 複数	下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上	学齢児以上	下着交換等に当たって、家族等他人の介護を要する者	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500円
移動用リフト 介護優先	下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上	3歳以上		介護者が重度障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	261,400円

(2) 自立生活支援用具

■介護優先:介護保険制度による給付又は貸与等を受けられる場合は給付不可 ■複数:価格上限額内で複数給付可能
■施設:施設入所中であっても給付可能 ■入院:入院中であっても給付可能 ■意見書:初回申請時に意見書の提出が必要

種目	対象者(障害状況)	対象者(年齢)	対象者(その他)	性能	価格上限額
入浴補助用具 介護優先 複数	下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上	3歳以上	入浴に介護を要する者 (下肢機能障害3級、体幹機能障害3級又は平衡機能障害3級の場合は、他の障害との重複等、特別な事情を有し、真に用具を必要とする者)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	99,000円
便器 介護優先	下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上	学齢児以上		障害者が容易に使用し得るもの(手すり付きを含む)。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	34,100円
歩行補助つえ (T字つえ) 施設 入院	平衡機能障害、 下肢機能障害6級以上、 体幹機能障害、 心臓機能障害、 呼吸器機能障害 又は 肝臓機能障害		心臓機能障害者については、ペースメーカーを装着していない者 呼吸器機能障害者については、人工呼吸器を装着していない者 肝臓機能障害者については、肝臓移植をしていない者	主体が木材又は軽金属製で、障害者が容易に使用し得るもの	4,730円 (アイスピック付とする場合は1,270円増し)
移動・移乗支援用具 介護優先 複数	下肢機能障害2級以上 又は 体幹機能障害2級以上	3歳以上	家庭内の移動において介護を要する者 (下肢機能障害3級、体幹機能障害3級又は平衡機能障害3級の場合は、他の障害との重複等、特別な事情を有し、真に用具を必要とする者)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	66,000円
頭部保護帽 施設 入院	平衡機能障害、 下肢機能障害6級以上、 体幹機能障害、 知的障害、 又は 精神障害		知的障害者及び精神障害者については、てんかんの発作等により頭部を強打する危険性がある者 オーダーメイドについては、レディメイドで対応できない者	自傷行為又は転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	オーダーメイド 17,850円 レディメイド 15,000円
特殊便器	上肢機能障害2級以上 又は 知的障害A判定	学齢児以上	知的障害A判定については訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	足踏みペダルや上肢の軽微な動作により温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	124,800円
自動消火器	視覚障害2級以上、 下肢機能障害2級以上、 体幹機能障害2級以上、 心臓機能障害1級、 呼吸器機能障害1級 又は 知的障害A判定		火災時の避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	36,300円
電磁調理器	視覚障害2級以上 又は 知的障害	原則18歳以上	視覚障害者については、視覚障害2級以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者、又は自立生活に向けた訓練等のため使用する者であって必要と認められる者	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの	30,000円

歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上	学齢児以上		視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,000円
電子式歩行補助具	視覚障害2級以上	学齢児以上	白杖、盲導犬等と本用具を併用することにより、移動の困難が軽減されると認められる者	超音波、レーザー光線等を利用して、物体までの距離を音や振動で表現する歩行補助具であり、視覚障害者の歩行補助として実用性があり容易に使用し得るもの	53,000円
音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上	学齢児以上	用具が必要と認められる者	タグ(記録媒体)にリーダー(読取器)をかざすことにより、予めタグに録音した音声聞き取ることのできるものであり、視覚障害者が容易に使用し得るもの	39,900円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級	18歳以上 (者のみ)	聴覚障害2級の者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者で、日常生活上必要と認められる者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む)	96,100円
簡易着脱性足部保温カバー (保温ブーツ)	下肢機能障害2級以上 又は 下肢機能障害を有すると認められる体幹機能障害2級以上	3歳以上18歳 未満 (児のみ)	下肢装具を利用している者で、必要と認められる者	下肢装具を装着した状態で使用できるもので、足部の保温及び簡易な着脱の機能を有するもの	25,300円
暗所視支援眼鏡	視覚障害		夜盲又は視野狭窄のある者で、必要と認められる者	暗所での視界や広い視野を確保できるもの	395,000円

(3) 在宅療養等支援用具

■意見書: 初回申請時に意見書の提出が必要

種目	対象者(障害状況)	対象者(年齢)	対象者(その他)	性能	価格上限額
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上	3歳以上	自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	70,000円
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上 又は 同程度の身体障害		用具が必要と認められる者	障害者及び介護者が容易に使用し得るもの (付属の電池及び充電器等を含む)	ネブライザー 39,600円 電気式たん吸引器 62,000円 (両用器の場合は 86,900円)
電気式たん吸引器					
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上 又は 同程度の身体障害		人工呼吸器の装着が必要な者で、必要と認められる者	障害者及び介護者が容易に使用し得るもの	198,000円
酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害	18歳以上 (者のみ)	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	18,700円
視覚障害者用体温計	視覚障害2級以上	学齢児以上		視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上	18歳以上 (者のみ)	視覚障害2級以上の者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者で、必要と認められる者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	16,500円
視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上	18歳以上 (者のみ)	視覚障害2級以上の者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者で、必要と認められる者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,000円

(4) 情報・意思疎通支援用具

■複数:価格上限額内で複数給付可能 ■施設:施設入所中であっても給付可能 ■入院:入院中であっても給付可能

種目	対象者(障害状況)	対象者(年齢)	対象者(その他)	性能	価格上限額
携帯用会話補助装置 施設 入院	音声機能障害、 言語機能障害 又は 肢体不自由	学齢児以上	発声・発語に著しい障害を 有する者	言葉を音声若しくは文章に変換する機能を有する 携帯式の機器又はタブレット用のアプリケー ションソフトで、障害者が容易に使用し得るもの (タブレット本体は含まない)	128,000円
情報・通信支援用具 複数 施設 入院	上肢機能障害2級以上 又は 視覚障害2級以上	学齢児以上		上肢機能障害者又は視覚障害者用のパーソ ナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソ フトで、障害者が容易に使用し得るもの(パーソ ナルコンピュータ本体は含まない)	110,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の 重度重複(原則として視覚 障害2級以上かつ聴覚障害 2級) 又は 視覚障害1級	学齢児以上	用具が必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により 示すことのできるもの	430,000円
点字器 施設 入院	視覚障害			視覚障害者が容易に使用し得るもの (点筆を含む)	10,500円
点字タイプライター	視覚障害2級以上	学齢児以上	本人が就労若しくは就学し ているか又は就労が見込ま れる者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	82,000円
視覚障害者用ポータブル レコーダー	視覚障害2級以上	学齢児以上		A 音声等により操作ボタンが知覚又は認識で き、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方 式により記録された図書の再生が可能な製品で あって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	85,000円
				B 音声等により操作ボタンが知覚又は認識で き、かつ、DAISY方式により記録された図書の 再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易 に使用し得るもの	48,000円
				C カセットテープを録音、再生できるテーブ レコーダーであって、視覚障害者が容易に使用し 得るもの	22,000円
視覚障害者用音声コード読み 上げ装置	視覚障害2級以上	学齢児以上		音声コードを読み取り、音声化する機能を有する もので視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 ただし、携帯電話及びその付属品を除く。	99,800円
視覚障害者用読書器	視覚障害	学齢児以上	本装置により文字等を読む ことが可能になる者	画像入力装置に印刷物等を入力することで、拡大 画像又は音声等により文字等を読むことができ るもの(付属のスタンド等を含む)	238,000円
視覚障害者用時計 施設 入院	視覚障害2級以上	学齢児以上		視覚障害者が容易に使用し得るもの	音声式 16,500円 触読式 14,000円
聴覚障害者用通信装置 (FAX)	聴覚障害、 音声機能障害 又は 言語機能障害	学齢児以上	コミュニケーション、緊急連 絡等の手段として必要と認 められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わり に文字等により通信が可能な機器であって、障 害者が容易に使用し得るもの	25,800円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害		本装置によりテレビの視聴が 可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並 びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を 合成したものを画面に出力する機能を有し、か つ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信 するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るも の	88,900円
人工喉頭 施設 入院	音声機能障害 又は 言語機能障害		喉頭を摘出した者	障害者が容易に使用し得るもの (電動式の場合は、付属の電池及び充電器を含 む)	73,000円
音声色判別・識別装置	視覚障害2級以上(聴覚障 害2級と重複認定されてい る者を除く)	学齢児以上		ものに当てる又はかざすと音声等により色の情報 を得られるもので、視覚障害者が容易に使用し 得るもの	55,000円
人工内耳用イヤモールド	聴覚障害		人工内耳装着者でイヤモー ルドを必要とする者	対象者の耳の形状に合わせたもので、聴覚障害 者が容易に使用し得るもの	10,070円

(5) 排泄管理支援用具

■複数: 価格上限額内で複数給付可能

■施設: 施設入所中であっても給付可能 ■入院: 入院中であっても給付可能 ■意見書: 初回申請時に意見書の提出が必要

種目	対象者(障害状況)	対象者(年齢)	対象者(その他)	性能	価格上限額
ストーマ装具 (ストーマ用品、洗腸用具)	直腸機能障害 又は ぼうこう機能障害		ストーマ造設者	消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部 開放型の収納袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	造設個所につき 10,000円/月
				尿路系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋 で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	造設個所につき 12,500円/月
紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具サラン、 ガーゼ等衛生用品)	肢体不自由	3歳以上	1については便意、尿意の 意思表示の困難な者		12,000円/月
	1 概ね3歳未満に発症した 脳原性運動機能障害による 肢体不自由者(=脳性麻痺 の他、乳幼児期以前に発症 した脳炎又は脳外傷、無酸 素脳症の後遺症による全身 性障害を有するもの)				
	直腸機能障害又はぼうこう 機能障害				
意見書 複数 入院	2 ストーマの著しい変形若 しくはストーマ周辺の著しい 皮膚のびらんによりストーマ 装具を装着できない者	3歳以上	1については便意、尿意の 意思表示の困難な者		12,000円/月
	3 先天性疾患(先天性鎖 肛を除く)に起因する神経 障害による高度の排便、排 尿機能障害				
直腸機能障害	4 先天性鎖肛に対する肛 門形成術に起因する高度 の排便機能障害				
収尿器	脊椎損傷等による排尿障害 (特に失禁のある場合)で、 排尿コントロールが困難な 者			尿の逆流防止機能を有し、採尿部と蓄尿部を構 成するもの	42,400円/年
複数 施設 入院					

(6) 住宅改修費

■介護優先: 介護保険制度による給付又は貸与等を受けられる場合は給付不可 ■複数: 価格上限額内で複数給付可能

種目	対象者(障害状況)	対象者(年齢)	対象者(その他)	性能	価格上限額
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	下肢機能障害3級以上 又は 体幹機能障害3級以上 (洋式便器への取替えは上 肢機能障害2級以上)	原則学齢児以 上		障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小 規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの(新築は 除く) (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又 は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え(特殊便器へ の取替えをする場合に限り) (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要と なる住宅改修 (給付は原則として一回限りとする。また、退去時 の原状回復費用は対象外)	200,000円
介護優先 複数					

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、上肢機能障害については表中の上肢機能障害に、移動機能障害については表中の下肢及び体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 難病患者等日常生活用具給付事業、身体障害者福祉法及び児童福祉法により決定した用具は、本事業においても給付を受けたものとみなし、申請は再給付の例によるものとする。
- 3 特殊マット及び視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、同種目内での併給はできないものとする。
- 4 入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置及び居宅生活動作補助用具については、同一世帯内に該当者が2人以上いる場合、そのうち1人のみに給付するものとする。ただし、障害程度や障害部位により必要とする用具が異なる場合は、それぞれに給付できるものとする。
- 5 自動消火器、電磁調理器、視覚障害者用体温計、視覚障害者用体重計、視覚障害者用血圧計、聴覚障害者用通信装置及び聴覚障害者用情報受信装置については、1世帯につき1台の給付とする。
- 6 携帯用会話補助装置及び情報・通信支援用具でソフトウェアライセンスの給付を受ける場合は、原則として5年以上のライセンスとする。
- 7 特殊尿器、便器、特殊便器及び収尿器については、原則としてストーマ装具及び紙おむつ等との併給はできないものとする。
- 8 ストーマ装具の追加給付(造設個所の増加に伴うもの)を受ける場合は、意見書の提出が必要(身体障害者手帳の等級変更を伴う場合は不要)。
- 9 本事業における施設入所中とは、次の(1)～(5)によるものとし、歩行補助つえ、頭部保護帽、携帯用会話補助装置、情報通信支援用具、点字器、視覚障害者用時計、人工喉頭、ストーマ装具及び収尿器に限り給付できるものとする。
- 法に基づくもの
施設入所支援若しくは療養介護の支給決定を受けて入所している場合又はのぞみの園へ入所している場合
 - 児童福祉法に基づくもの
乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は指定発達支援医療機関に入所している場合(指定発達支援医療機関については、障害児入所支援の支給決定を受けた入院を含む。)
 - 生活保護法に基づくもの
救護施設又は更生施設に入所している場合
 - 老人福祉法に基づくもの
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームに入所している場合
 - 介護保険法に基づくもの
特定施設入居者生活介護の指定を受けている特定施設、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)又は介護老人保健施設に入所している場合
- 10 本事業における入院中とは、次の(1)～(2)によるものとし、歩行補助つえ、頭部保護帽、携帯用会話補助装置、情報通信支援用具、点字器、視覚障害者用時計、人工喉頭、ストーマ装具、紙おむつ等及び収尿器に限り給付できるものとする。
- 医療機関の病床に入院している場合
 - 介護保険法に基づく介護療養型医療施設(介護療養病床)又は介護医療院に入所している場合